

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>V. 経過措置期間の留意点等</p> <p>(1) 特定保険業者の届出</p> <p>特定保険業者とは、平成18年4月1日に現に特定の者を相手方として保険の引受け事業を行っている者（改正前の保険業法では保険業の適用除外）が、そのまま 特定の者を相手方として保険の引受け事業を行う者をいうが、平成18年9月30日までに改正法附則第3条に基づく届出を行わなければならない。また、改正法附則第4条により、少額短期保険業者とみなされ保険業法の規制を受けることになるため、提出される届出書等については、以下について確認等を行い、業務内容に問題がないかどうか等を検証するものとする。</p> <p>① 改正法附則第4条第1項において読み替えて適用する法の規定に基づく対応状況（業務運営に関する措置、募集行為に関する禁止行為、個人情報管理及び業務委託）について問題がないかどうか検証するとともに、保険契約者等の保護等の観点から以下の内容についても確認すること。</p> <p>ア. 財務状況</p> <p>（ア） 会計処理を的確に行っているか。</p> <p>（イ） 財務状況が保険金支払の観点から問題がないかどうか。</p> <p>イ. 保険契約の内容</p> <p>法第272条の4第1項第5号の規定に準じた適切な内容となっているか。</p> <p>② 今後の対応（登録業者となるか、業務を廃止するか等）を聴取すること。</p> <p>③ 特定保険業者として改正法附則第4条に定める規制の内容の説明を行うこと。なお、主な内容は以下のとおり。</p> <p>ア. 業務運営に関する措置、業務報告等及びそれに対する当局の権限（第1項関係）</p> <p>イ. 業務報告書の公衆縦覧（第6項関係）</p> <p>ウ. 保険契約の移転に係る認可（第7項関係）</p>	<p>(削除)</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>エ. 事業譲渡及び財産の管理の委託に係る認可（第8項及び第9項関係）</p> <p>オ. 保険募集に係る行為規制及びそれに対する当局の権限（第15項関係）</p> <p>カ. 個人顧客情報の安全管理措置等（規則附則第10条、第11条）</p> <p>(2) 特定保険業者に対する保険募集規制のモニタリング</p> <p>特定保険業者における保険募集上の規制の遵守状況については、保険契約者等から寄せられた苦情・相談等、情報提供の内容について、保険契約者等の保護の観点から問題がないかどうかについて十分留意するとともに、必要に応じて当該特定保険業者に対するヒアリングを行うなど業務運営や保険募集の適切性に関する実態把握に努めることとする。</p> <p>(3) 特定保険業者に対する業務モニタリング</p> <p>特定保険業者の事業年度終了後4ヵ月以内に改正法附則第4条第1項において読み替えて適用する法第272条の16第1項及び規則附則第13条に基づく業務報告書等が提出されるが、上記（1）①、②に準じて確認等を行うほか、状況に応じて、特定保険業者に対し実態把握を行うとともに、是正のための措置を講じるように指導等を行うこととする。</p> <p>(4) 特定保険業者に対する行政処分</p> <p>上記（1）～（3）による検証により、問題があると認められる場合は、必要に応じて改正法附則第4条第1項において読み替えて適用する法第272条の22に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、同項において読み替えて適用する法第272条の23から法第272条の27まで又は改正法附則第4条第15項において読み替えて適用する法第305条、法第306条及び法第307条第1項に基づき行政処分を行うものとする。</p> <p>(5) 特定保険業者の届出をしない者への対応</p> <p>改正法附則第3条第1項に基づく届出をしない業者については、「Ⅲ-1-1</p>	

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>無登録等業者に係る対応」に準じて対応するものとする。</p> <p>(6) 特定保険業者が少額短期保険業者として登録申請を行っている場合 当該特定保険業者が少額短期保険業者として登録申請を行っている期間中は、保険契約者の保護の観点から「登録申請中」等の対外的な宣伝行為は厳に慎むように説明すること。 また、当該事実を特定の者に対する保険募集の際にあたかも少額短期保険業者として登録されることが前提のような保険募集は、改正法附則第4条第15項において読み替えて適用する法第300条第1項第1号に規定する「虚偽行為」に該当するおそれがあることも説明すること。</p> <p>(7) 特定保険業者からの保険契約の移転等</p> <p>① 包括移転等 特定保険業者は、改正法附則第4条第7項において読み替えて適用する法第272条の29において準用する法第2編第7章第1節に基づき、認可を受けて保険契約の移転を保険会社等及び少額短期保険業者に包括移転することができるが、少額短期保険業者への包括移転については、次の点に留意する。</p> <p>ア. 認可申請の審査 規則附則第16条に基づき、移転対象契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられていることについて、移転先会社の保険計理人が確認した結果を記載した意見書及び貸借対照表に計上された資産の数量及び価額が相当であることについて、公認会計士等が確認した書類が提出されるので保険契約者等の保護に照らして、適当なものであるか審査すること。 なお、同様の規定は、規則附則第21条の特定保険業者の合併の認可申請、規則附則第22条の特定保険業者の分割の認可申請、規則附則第25条等に基づく特定少額短期保険業者（NPO法人等）の登録の申請等にも</p>	

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>措置されているので留意すること。</p> <p>イ. 包括移転された、少額短期保険業者が取扱うことのできる保険金限度額及び保険期間を超える保険の取扱い等改正法附則第16条第10項及び第13項に基づく、包括移転された保険契約の管理については、決算時等のオフサイト・モニタリングを通じ、管理のみを行っているか確認すること。</p> <p>② 事業譲渡</p> <p>特定保険業者からの事業譲渡による保険契約の移転の承認については、保険契約者の個別の同意書を規則第211条の67第1項第9号に基づく、その他参考となるべき事項を記載した書類として提出させて確認すること。</p> <p>(8) 特定保険業者の廃業</p> <p>特定保険業者の廃業申請については、保険契約者等の保護の観点から問題がないかどうか審査することとし、保険契約が継続しているにも係らず、安易に廃業申請を行っている場合は、承認しないものとする。</p> <p>(9) 公益法人に関する経過措置</p> <p>特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の新法人への移行期間は平成20年12月1日～平成25年11月30日（5年間）となっている。</p> <p>改正法附則第5条において、改正法施行（平成18年4月1日）の際、現に特定保険業を行っている特例民法法人については、新法人への移行登記と同時に保険業法の規制対象となることに留意する。</p> <p>なお、改正法施行後、特例民法法人が新たに保険業を実施しようとする場合には、株式会社又は相互会社の形態で、当該会社が免許又は登録を受けなければならないことにも留意が必要である。</p>	

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>(10) 免許申請を希望する特定保険業者への対応 特定保険業者が、保険会社として免許申請を希望している場合は、その情報を金融庁保険課に報告し、保険課の窓口を紹介（生命保険会社については、生命保険係、損害保険会社については、損害保険係）するものとする。</p> <p>(11) 特定少額短期保険業者に関する特例 特定少額短期保険業者の登録に際しては、様々な特例が定められているが、特に次の点に留意する。</p> <p>① 兼業規制 特定少額短期保険業者（NPO法人等）は、保険業以外の事業をあわせ行うことが通常であり、登録に際しては、少額短期保険業を適正かつ確実に行うことができるかどうか審査するものとする。</p> <p>② 定款 定款の規定に解散の事由を定めている場合は、登録を拒否すること。</p> <p>(12) 引受限度額を超える保険の引受けについて 法施行後7年間の経過措置として認められる引受限度額を超える保険の引受けについては、超過部分を国内の保険会社に再保険を付すことが条件となっている。一方、外国の保険業者（国内の免許業者でない業者）に再保険を付すことの申請が行われた場合は改正法附則第16条に基づく審査が行われることとなるが、その際は、当該再保険に代えて、当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すことが困難であることについて、当該契約条件が不自然に有利な条件となっていないか、外国保険業者の事業内容全般、格付機関による評価、他の保険契約条件等についても確認のうえ判断すること。</p> <p>(13) 平成18年改正施行令附則第7条及び第8条の規定による資本金等金額及</p>	

保険会社向けの総合的な監督指針（別冊） 新旧対照表

現 行	改正案
<p>び供託金の金額の特例措置に係る留意事項</p> <p>当該規定による特例措置により、登録要件である資本金等の額及び純資産の額並びに供託金の額について、500万円としている場合は、保険の引受けをする相手方の総数が5,000人以下であるものに限られていることから、その総数について超えることがないように適切な措置が講じられているかどうか確認を行うとともにその総数が超えていないかどうか決算ヒアリング等を通じモニタリングを行うこととする。</p>	